

# 第4期上里町障害福祉計画(素案)

平成27年2月  
上里町



# 目次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の対象者
- 4 計画の期間
- 5 計画期間中の見直しについて

## 第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

- 1 福祉サービスに関する数値目標
  - (1) 施設入所者の地域生活への移行
  - (2) 福祉施設から一般就労への移行
- 2 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量
  - (1) 訪問系サービス（在宅生活への支援）
  - (2) 日中活動系サービス（日中活動への支援）
  - (3) 住居系サービス（住居の場への支援）
  - (4) 相談支援事業
- 3 地域生活支援事業に関する各事業の見込量
- 4 障害児支援事業に関する各サービスの見込量
  - (1) 障害児通所支援事業
  - (2) 障害児相談支援事業

## 第3章 障害福祉計画の推進

- 1 障害福祉計画の推進体制
- 2 団体、事業者等を含めた広域的な連携
- 3 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供
- 4 障害福祉事業者の質の確保と支援
- 5 障害福祉サービスの点検及び評価

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

「第4期上里町障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

## 2 計画の位置付け

### （1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

### （2）他の計画との関係

本計画は、国及び埼玉県計画との整合性を図りながら、上里町基本計画に即した「上里町地域福祉計画」及び、「上里町障害者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」との整合性を考慮し、策定するものです。

## 3 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、障害者総合支援法第4条に規定された、「身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいいます。」また「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいいます。

#### 4 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

#### 5 計画期間中の見直しについて

わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法や障害者総合支援法の改正、及び障害者差別解消法の制定など国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

### 1 障害福祉サービスに関する数値目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針では、平成29年度末に平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者数の4%以上を削減することを基本としています。

埼玉県では、地域生活移行者数は国と同様12%以上としますが、施設入所者数の削減については、数値目標は設定しないとしています。本町においても同様とし、「平成29年度末の入所者数」、「削減見込」は設定しません。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数(A)	26人	○平成25年度末時点の施設入所者数
平成29年度末の入所者数(B)	26人	○平成29年度末時点の利用人員(見込量)
【目標値】 削減見込(A-B)	一人 一%	○入所の必要があるため、削減を見込めない。
【目標値】 地域生活移行者数	3人	○施設入所からグループホーム等へ移行する人の数

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針では、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上を基本としています。埼玉県では、3割以上増やすことを基本としています。本町は、2倍増やし1人増と設定します。

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	1人	○平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	2人 (2倍)	○平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【目標値】平成29年度の就労移行支援事業所利用者人数	7人	○平成29年度において就労支援事業所を利用する人の数
【目標値】平成29年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	○平成29年度において町内の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

## 2 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス（在宅生活への支援）

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障害者、重度の知的・精神障害者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。
同行支援	自立支援給付 (介護給付)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいのある人を対象に、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障害や精神障害によって常に介助を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

### ■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数	22人	23人	23人	24人	25人	26人
月の利用時間	185時間	155時間	163時間	192時間	200時間	208時間

### 【見込量・確保の方策】

平成26年度利用実績見込みは、平成26年3月から11月までの利用実績から推計した人数、時間から利用量を勘案し、平均利用日数を乗じて設定しています。平成27年度以降、利用時間は25年度の1人当たりの利用時間とヘルパーを1回プラスしたことを見込み、利用時間を見込みます。

・平成25年度の1人当たり利用時間

時間 1,806時間 ÷ 12月 ≒ 155 (時間/月)

1人あたり見込み時間 155時間 ÷ 23人 ≒ 6,74 (時間/月) + ヘルパー1回分 (1~1,5時間)  
≒ 1人あたり 8 (時間/月)

確保の方策は民間事業者により確保を図ります。また、重度障害者等包括支援については、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる事業者の確保を図ります。

### (2) 日中活動系サービス (日中活動への支援)

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「療養介護」、「短期入所」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

#### □生活介護

サービス名	給付の種類	内容
生活介護	自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中障害者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

#### ■これまでの実績・推計見込量 (平成26年度は実績見込み)

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	54人	56人	57人	58人	59人	60人
延べ利用日数(人日)	1,179人日	1,187人日	1,229人日	1,276人日	1,298人日	1,320人日

### 【見込量・確保の方策】

平成27年度の見込み量は、平成24年度から26年度の実績を勘案し、設定します。利用者数は各年度で1人の増加を見込み、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数(各月の日数から8日を控除した日数)」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数(人日) = 利用者数 × 22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。



□ 自立訓練（機能訓練）

サービス名	給付の種類	内容
自立訓練	自立支援給付 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。

■ これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	1人	2人	0人	1人	1人	1人
延べ利用日数(人日)	1人日	20人日	0人日	22人日	22人日	22人日

【見込量・確保の方策】

過去の利用実績をもとに設定します。1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数（人日）＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□ 自立訓練（生活訓練）

サービス名	給付の種類	内容
自立訓練	自立訓練給付 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。

■ これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
延べ利用日数(人日)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	22人日

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度は利用者がいませんでした。平成27、28年度は現状のまま推移し、平成29年度に1人の利用者を見込みます。1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数（人日）＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労移行支援

サービス名	給付の種類	内容
就労移行支援	自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24ヶ月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■これまでの実績・推計見込量(平成26年度は実績見込み)

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	3人	3人	4人	5人	6人	7人
延べ利用日数(人日)	35人日	61人日	47人日	110人日	132人日	154人日

【見込量・確保の方策】

過去の利用実績をもとに設定します。1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数(各月の日数から8日を控除した日数)」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数(人日) = 利用者数 × 22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労継続支援(A型)

サービス名	給付の種類	内容
就労継続支援(A型)	自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

■これまでの実績・推計見込量(平成26年度は実績見込み)

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	0人	0人	1人	1人	1人	1人
延べ利用日数(人日)	0人日	0人日	19人日	22人日	22人日	22人日

【見込量・確保の方策】

過去の利用実績をもとに設定します。1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数(各月の日数から8日を控除した日数)」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数(人日) = 利用者数 × 22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□就労継続支援（B型）

サービス名	給付の種類	内容
就労継続支援（B型）	自立支援給付 （訓練等給付）	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	31人	32人	36人	41人	45人	49人
延べ利用日数（人日）	617人日	560人日	694人日	902人日	990人日	1,078人日

【見込量・確保の方策】

平成27年度の見込み量は、平成24年度から26年度の実績を勘案し、設定します。利用者数は各年度で4人の増加を見込み、1月あたりの利用日数は、利用の上限が「原則の日数（各月の日数から8日を控除した日数）」とされていることから、1人あたり22日として設定します。

※ 延べ利用日数（人日）＝利用者数×22日

確保の方策は専門的な技術を持つ民間事業者による適切なサービスの確保を図ります。

□療養介護

サービス名	給付の種類	内容
療養介護	自立支援給付 （介護給付）	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人

【見込量・確保の方策】

利用実績（現に利用している人の数）等から利用者数の見込みを設定します。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

□短期入所

サービス名	給付の種類	内容
短期入所	自立支援給付 (介護給付)	介護者が病気などの理由で一時的に障害のある人(児)の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	8人	9人	8人	10人	10人	10人
延べ利用日数(人日)	99人日	104人日	100人日	130人日	130人日	130人日

【見込量・確保の方策】

利用実績（現に利用している人の数）等から利用者数の見込みを設定します。

※延べ利用日数（人日）＝利用者数×13日

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

相談新事業所と連携をとり、情報提供に努めます。

（3）住居系サービス（居住の場への支援）

□共同生活援助（グループホーム）

サービス名	給付の種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	自立支援給付 (介護給付)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄つまた食事の介護その他の日常の生活支援を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	20人	22人	24人	26人	28人	30人

【見込量・確保の方策】

平成26年度から共同生活介護（ケアホーム）と一元化されたことから、平成27年度以降の推計見込量は平成24年度から平成26年度までの共同生活援助（グループホーム）及び平成25年度までの共同生活介護（ケアホーム）の実績をもとに見込みを設定します。

確保の方策は生活ホームからの移行を支援したり、地域移行後の居所としてのグループホームの新設を支援します。

□施設入所支援

サービス名	給付の種類	内容
施設入所支援	自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移支援を利用している障害のある人で単身の生活が困難な方及び通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	23人	26人	26人	26人	26人	26人

【見込量・確保の方策】

平成26年度実績見込みの施設入所者数を現状の数として、その数が継続することを見込みとします。

確保の方策としてはより多くの待機者が入所できるよう、民間事業者に体制の充実を促していきます。

(4) 相談支援

計画的な支援を必要とする方を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

□相談支援

サービス名	給付の種類	内容
計画相談支援	計画相談支援給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	地域相談支援給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	地域相談支援給付費	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	2人	45人	48人	150人	150人	150人
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人

## 【見込量・確保の方策】

計画相談支援は、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

地域移行支援は、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

地域定着支援は、単身で生活している障害のある人や同居の家族から支援を受けられない障害のある人の数、地域生活への移行者数等を勘案して利用者数の見込みを設定します。

確保の方策はサービスの提供をしている民間事業者に対して、可能な支援を行います。

### 3 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の必須事業と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

#### □理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	障害者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障害のある人等に対する差別や偏見が生じないように市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。

#### ■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
理解促進研修・啓発 事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

#### 【見込量・確保の方策】

平成29年度の実施を目指し、研修・啓発の事業を実施します。

確保の方策は本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同開催など、開催の機会を作ります。

#### □自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより共生社会の実現を図ります。

#### ■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

#### 【見込量・確保の方策】

平成29年度の実施を目指します。

確保の方策は多くの障害者やその家族、地域住民の自発的活動について、災害時要援護者などの制度との連携をふまえ、実施団体等への委託・補助による支援の方法等を研究していきます。

□相談支援事業

サービス名	内容
相談支援事業	障害者や障害児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基幹相談支援センター	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

障害者相談支援事業の実施箇所数は、現状通りを見込みます。基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業は、平成29年度の実施を目指します。

※相談支援事業所

- 身体・障害者支援センターさわやか（友愛会）
- 知的・障害者支援センターさわやか（梨花の里）
- 精神・障害者生活支援センターみさと

確保の方策は障害者相談支援事業と相談支援機能強化事業に関して、本庄市、上里町、美里町、神川町との1市3町での共同事業として委託により実施しており、引き続き同様に実施します。

基幹相談支援センターは、相談支援事業所の連絡会議や自立支援協議会の実施などを通して、地域にあった基幹相談支援センターについて検討を重ね、平成29年度の設置を目指します。

住宅入居等支援事業は、障害者相談支援事業、相談支援機能強化事業の中で実施することを目指します。



□成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害のある人の権利擁護を図ります。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
成年後見制度利用支援事業	0人/年	0人/年	0人/年	1人/年	1人/年	1人/年

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度は利用者がいませんでしたが、平成27年度から利用者数を1人見込みます。

確保の方策は障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者または精神障害者に対し後見人報酬等必要となる経費を助成することにより、成年後見制度の利用を助成します。

□成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度は利用者がいませんでした。平成29年度の実施を見込みます。

確保の方策は市民後見人の育成、活用を含め、法人後見を支援します。

□意思疎通支援事業

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚及び音声又は言語機能に障害のある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	120件	156件	137件	140件	140件	140件
手話通訳者設置事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成24年度から26年度の実績をもとに利用量を見込みます。手話通訳者設置事業については、平成29年に実施を見込みます。

確保の方策は県等が行う研修事業の情報提供を積極的に行います。

手話通訳者派遣事業は、本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町の共同で行い、本庄市社会福祉協議会へ委託することで安定した事業を実施します。

要約筆記者派遣事業は、埼玉県聴覚障害者情報センターへ委託することで確保します。

手話通訳者設置事業は、平成29年度の実施に向けて検討を行います。

□ 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障害者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与を行います。

■ これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
介護・訓練支援用	1件	1件	1件	2件	2件	2件
自立生活支援用	6件	7件	6件	7件	7件	7件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	1件	2件	0件	2件	2件	2件
排泄管理支援用具	403件	479件	455件	470件	482件	494件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2件	2件	2件	2件	2件	2件

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度までの利用実績をもとに設定します。

確保の方策は給付にあたって、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具を、より低廉な価格で購入し給付に努めます。

排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めます。

□手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話の技術を習得した者を養成します。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話奉仕員養成研修事業	未実施	未実施	5人	5人	5人	5人

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度までの利用実績をもとに見込み量を設定します。

確保の方策は県等が行う研修事業の周知を行います。

本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町での共同開催をし、本庄市社会福祉協議会への共同委託とします。そして多くの人に感心を持って参加していただけるよう、広報誌等を利用して周知に努め、より参加しやすいように開催日・会場等を工夫します。修了者には、奉仕員としての登録を行い、地域での活動を啓発します。

□移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害のある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
移動支援事業	5人 304時間	6人 242時間	5人 456時間	6人 540時間	6人 540時間	6人 540時間

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度までの利用実績をもとに見込み量を設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ登録事業者に補助金の交付をすることにより、適切なサービスの提供を支援します。

□地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	利用者を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
地域活動支援センター事業 (みさと、ポノポノ)	2箇所 9人	2箇所 9人	2箇所 9人	2箇所 10人	2箇所 10人	2箇所 10人

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度までの利用実績をもとに見込み量を設定します。

確保の方策は本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町での共同事業として委託を行います。またニーズに応じて、既存の事業所の拡充も含め、利用者の増員を検討していきます。

□訪問入浴サービス事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者により自宅以外での入浴が困難な人の自宅に、事業者を派遣して入浴サービスの提供を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
訪問入浴サービス事業	62回/年	67回/年	3回/年	96回/年	96回/年	96回/年

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度までの利用実績をもとに見込み量を設定します。

確保の方策は専門的な技術を持つ事業所に委託することにより適切なサービスを提供します。

□日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りの預かりを行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
日中一時支援事業	12人/年	17人/年	11人/年	18人/年	18人/年	18人/年

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度までの利用実績をもとに見込み量を設定します。

確保の方策はサービス提供量と近くでのサービス事業所の選択を増やし、利用者の便宜を図るための事業所の新規登録を支援します。

登録事業所に、サービスの利用に応じて補助金を交付することで事業の支援を行います。

□生活サポート事業

サービス名	内容
生活サポート事業	障害者（児）に指導員が付き添う外出援助、生活サポートセンターでの一時預かり、指導員による自宅保護等のサービスを提供して在宅生活の支援を行います。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）（人数は実利用者数）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生活サポート事業	16人/年	16人/年	16人/年	18人/年	19人/年	20人/年

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度までの利用実績をもとに見込み量を設定します。

確保の方策は登録事業者に補助金を交付することで、事業の推進を図ります。「上里町障害児（者）生活サポート事業Q&A」に則り、利用の適正化を図り、真に必要な利用者へのサービスの提供を確保します。生活サポートで提供するサービスである、外出援助・一時預かり・自宅保護等のサービスを、一体的に柔軟に対応できるように事業所に指導を行います。

□巡回支援専門員整備事業

サービス名	内容
巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を持った専門員が保育所等で巡回支援を実施し、発達障害児の早期発見を行うとともに、保護者や職員に対し、子供にあった支援の方法の助言を行います。

■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
巡回支援専門員整備事業	未実施	未実施	未実施	1 5 回	2 1 回	2 4 回

【見込量・確保の方策】

平成24年度から平成26年度までは県事業で実施していました。平成27年度からは地域生活支援事業で実施します。

確保の方策はより多くの子供の支援が行えるよう、巡回支援の充実をしていきます。

□就業・就労支援事業

サービス名	内容
就労支援センター事業	障害者が安心して働けるように、地域での就労や就労に伴う生活の支援を行います。
職親委託制度事業	職親として登録されている民間事業者に、知的障害のある人に対する生活指導や技能習得訓練等の委託をします。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
就労支援センター事業（相談延べ人数）	6 8 3 人	4 3 3 人	7 0 0 人	8 0 0 人	8 0 0 人	8 0 0 人
職親委託制度事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【見込量・確保の方策】

平成24年度から平成26年度までの利用実績をもとに設定します。

確保の方策は障害者就労支援センターを本庄市、上里町、美里町、神川町の1市3町の共同で委託し、障害福祉センターで事業を実施します。また、障害者就業・生活支援センターこだまも活用し、ハローワーク、各就労支援施設等との連携や、自立支援協議会での地域のあり方、ネットワーク作り等の推進を図ります。

□社会参加支援事業

サービス名	内容
スポーツ・文化等活動事業	障害のある人の自立や社会参加を促進するため、スポーツ等に参加し相互の理解と親睦を深めるとともに、町民等との交流を図ります。
自動車改造費補助事業	障害者自らが所有、運転する自動車のブレーキ、アクセル等を改造する場合に費用を助成します。
自動車運転免許取得費補助事業	自動車運転免許の取得により、障害者の社会参加の促進が見込まれる場合、免許取得費用を助成します。
自動車等燃料費助成事業	障害者又は同居の家族所有の個人名義の自家用車やオートバイに使用する燃料購入費の一部を助成します
福祉タクシー利用料金助成事業	重度の障害者に、基本料金額相当を助成します。

■これまでの実績・推計見込量（平成26年度は実績見込み）

	実 績			推計見込量		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
スポーツ・文化等活動事業 (人数は延べ利用者数)	76人/年	55人/年	70人/年	80人/年	80人/年	80人/年
自動車改造費補助事業	1件/年	2件/年	1件/年	2件/年	2件/年	2件/年
自動車運転免許取得費補助事業	1件/年	0件/年	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年
自動車等燃料費助成事業 (人数は実利用者数)	121人/年	108人/年	120人/年	130人/年	130人/年	130人/年
福祉タクシー利用料金助成事業 (人数は実利用者数)	93人/年	88人/年	96人/年	100人/年	100人/年	100人/年

【見込量・確保の方策】

平成24年度から平成26年度までの利用実績をもとに設定します。

確保の方策は障害のある人の自立や社会参加を促進するために、様々な環境整備、各種支援などを行うことが必要なため、地域の障害のある人のニーズを把握し、効果的な実施方法を検討していきます。



#### 4 障害児支援事業に関する各事業の見込量

##### (1) 障害児通所支援事業

###### □児童発達支援

サービス名	内容
児童発達支援・医療型 児童発達支援	障害児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練等を行います。医療型児童発達支援では、併せて治療も行います。

###### ■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数	6人	4人	4人	5人	5人	6人
延べ利用者日数	18人日	24人日	40人日	50人日	50人日	60人日

###### 【見込量・確保の方策】

児童発達支援は、現に利用している障害児の数、障害児のニーズ等を考慮し、平均的な1人あたり利用量を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。ただし、「医療型児童発達支援」については、事業所数が少ないこともあり、「児童発達支援」に要素を含めるものとします。

※ 延べ利用日数（人日）＝利用者数×10日

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

###### □放課後等デイサービス

サービス名	内容
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。

###### ■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数	8人	7人	14人	16人	18人	20人
延べ利用者日数	24人日	45人日	157人日	240人日	270人日	300人日

###### 【見込量・確保の方策】

放課後等デイサービスについては、事業所の立上げ等を考慮して見込み数を設定します。

※ 延べ利用日数（人日）＝利用者数×15日

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

□保育所等訪問支援

サービス名	内容
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活へ適応するため、専門的な支援その他必要な支援を行う。

■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
保育所等訪問支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

【見込量・確保の方策】

平成24年度から26年度は利用者がいませんでした。障害児のニーズ等を考慮し、見込み量を設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

(2) 障害児相談支援事業

□障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行う。

■これまでの実績・推計見込量

	実 績			推計見込量		
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
利用者数	0人	0人	1人	21人	23人	26人

【見込量・確保の方策】

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、全ての障害児に計画相談をできるように利用児童数の見込みを設定します。

確保の方策は民間事業者によるサービスの確保、利用の仕方や制度の周知を図ります。

## 障害福祉計画の推進

### (1) 障害福祉計画の推進体制

児玉郡市自立支援協議会（仮称）を核として、関連計画所管部門、児玉郡市内他市町（本庄市、美里町、神川町）、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、障害福祉計画の具体化に向けた協議を行うなど、共同して障害福祉計画の推進に努めます。

### (2) 団体、事業者等を含めた広域的な連携

計画の総合的な推進に向け、保健・医療・福祉をはじめ、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での必要な協議を行うとともに、情報の共有を図ることで、連携体制の強化を図ります。

また、町内在住の障害のある人やその家族が利用する障害福祉サービスは町内だけでなく、近隣市町をはじめ、広範囲にわたっています。

そのため、児玉郡市（本庄市、美里町、神川町）やその他障害福祉にかかわる行政機関、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業の共同推進、障害福祉サービスの向上を図ります。

### (3) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービスの内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、障害福祉計画の周知を図ります。

また、障害者虐待の防止に向け、事業所等に対して啓発を行うなどの働きかけを行います。

### (4) 障害福祉事業者の質の確保と支援

市町村事業である地域支援事業の実施に当たっては、町に登録した事業者等がサービス提供者となりますが、これらのサービス事業者に対して、埼玉県や児玉郡市（本庄市、美里町、神川町）と連携を図り、質の確保に努めます。

また、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について、さらに検討を進めます。

### (5) 障害福祉計画の点検及び評価

障害福祉計画は、PDCAサイクルのプロセスに基づき、その実績を把握し、障害者施策の動向を踏まえながら、障害福祉計画の達成状況を点検し、評価を行うとともに、意見等を求め必要な対策を講じることで、障害福祉計画を着実に推進します。

